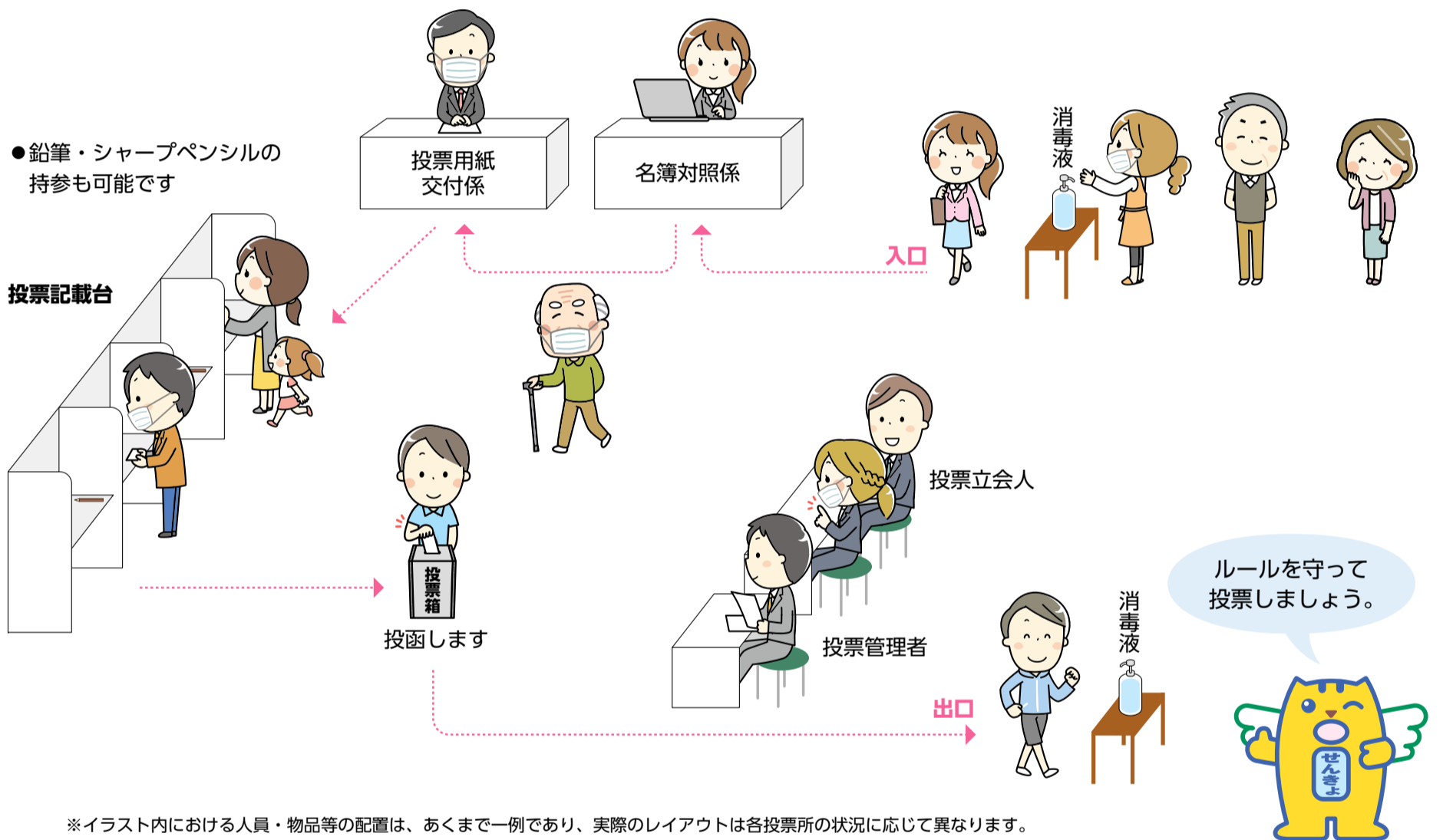


投票に際してのお知らせ・注意事項

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でご持参いただくことも可能です。
- 投票の際の筆記用具は、鉛筆を推奨しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください(下記「お身体の不自由な方には」の欄を参照)。
- 投票所内で、投票について他人と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。
- 感染症対策として消毒液をご用意しています。また、マスクの着用については、有権者の方々・投票所の職員を問わず、任意となります。



◆お身体の不自由な方には◆

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の職員が、ご本人が指示する投票先を、ご本人に代わって投票用紙に記載します。ご希望の方は、職員にお申し出ください。

※ご家族や付き添いの方等が代わりに記載することは、法律上できません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

■投票支援グッズ

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・点字版の候補者氏名一覧・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もございます。ご希望の方は、職員にお申し出ください。

◎投票支援カード◎

投票所内でコミュニケーションが取りづらい方は、ぜひ「投票支援カード」をご利用ください。

代理投票のお申し出や、その他必要な支援内容を事前にご自宅等でご記入いただき、投票所の職員に渡すことで、スムーズな意思表示の手助けとなります。カード(用紙)は、区選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます(今回から導入)。



◆投票用紙への投票記載補助具◆

弱視の方など投票用紙の記入欄が見えにくい方のために、記載補助具をご用意しています。必要な方はお申し出ください。

プラスチック製のケースに投票用紙を挟むことで、記載する位置の把握が容易になります(今回から導入)。

